

すべての子育て家庭に対する支援について (参考資料)

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の概要

【20年度予算】 37,500百万円 → 【21年度予算】 38,800百万円

各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組の着実な推進を図るため、平成17年度に創設。

総論

○ 事業計画の策定について

各市町村が本交付金の申請をする場合には、各市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき策定する5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画を作成します。

※5年を1期とした行動計画の毎年度の具体的な実施計画であることから、事業計画に盛り込む事業・取組の内容は、実施しようとする次世代育成支援対策の施策や事業として行動計画において記載されていることが必要です。

○ 交付金の対象となる事業について

【特に重点的に推進する事業(特定事業)】

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ② 養育支援訪問事業
- ③ ファミリー・サポート・センター事業
※【拡充】病児・病後児預かり等も対応
- ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ⑤ 延長保育促進事業

【21年度新規事業】

- 次世代育成支援人材養成事業
- のほか、その他地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組としての各種事業を対象とする。

○ 交付金の算定方法について

交付金は、個別事業ごとに交付する金額を決定するものではなく、事業計画を総合的に評価し、その事業計画の実施に必要な経費に対して交付するもの。
特に重点的に推進する事業(特定事業)については、事業ごとに、従来の標準的な所要額を念頭に、**事業量や取組内容に応じたポイントを設定**します。

各論

～交付金化することによるメリット～

従来の補助制度

交付金

助成単位

- 個々の施設・事業ごと

- 各市町村が策定する事業計画全体

対象事業

- 補助要件や補助基準が細かく定められ、これに対して適合するものに限定

- 各自治体が策定する事業計画に記載されている事業であれば助成対象

交付手続

- 補助要件に基づき個別の施設・事業ごとにその内容を審査し、採否や補助額を決定
- 補助金の用途は、当該事業に限定

- 各自治体が策定する事業計画を全体として審査し、交付額を決定

- 交付されて交付金の用途は、事業計画の範囲内であれば、各自治体の自由裁量
 - ・ 従来の補助単価にかかわらず、必要に応じ各事業者への交付額を独自に決定することも可能
 - ・ 各事業への配分については各市町村の判断

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業・配分方法

<対象事業・交付額配分等について>

A 特定事業(子ども子育て応援プラン事項)等

※各事業ごとに事業量や取組内容に応じてポイント設定

特定事業(プラン事項)

- ①乳児家庭全戸訪問事業
- ②養育支援訪問事業
- ③ファミリー・サポート・センター事業
【拡充】21年度より病児・病後児の預かりも対応
- ④子育て短期支援事業
- ⑤延長保育促進事業

その他

- ①次世代育成支援人材養成事業【新規】
- ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ③へき地保育事業
- ④家庭支援推進保育事業

B その他事業(市町村の創意工夫ある取組)

※児童の人口に応じポイント設定

【取組例】

- ・老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
- ・要保護児童対策地域協議会の設置・運営
- ・子どもたちからの電話相談等対応
- ・食育の推進
- ・子どもの事故防止対策 等

加算

取組事業数などによりポイント加算

+

C 減算

前年度の計画と実績に乖離がある場合、執行率(実績/計画)によりポイントを減算(緩和措置あり)

各市町村への交付

388億円 ×
(21年度予算)

$\frac{(A+B) \times C}{\text{全市町村の総ポイント}}$

- ※個別事業ごとには交付額を決定しない
- ※総事業費の1/2が上限
- ※交付された額の事業間の配分は市町村の判断

予算

単位:億円

<17'>	<18'>	<19'>	<20'>	<21'>
346	340	365	375	388

一時預かり事業

(1) 概要

① サービス・給付内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業

② 実施状況

《実施箇所数》 7,651箇所（H20年度交付決定ベース）

(2) サービス提供・給付責任

サービス提供・給付の義務付けはない。（※市町村の判断（児童福祉法に事業の着実な実施に向けた努力義務有り））

(3) 基盤整備

① 基盤整備に関する枠組み

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画において、計画期間（5年間）の取組を記載

② 施設整備補助

保育所の施設整備の際に一時預かり事業のための部屋等を整備する場合には、施設整備補助あり。

(4) 事業開始規制等

都道府県知事への届出（今回の児童福祉法等改正による。主体制限はなし。）

(7)による補助対象は、市町村又は市町村が適当と認めた者。